

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（171）」
2. 日時：令和2年6月29日（月）13時45分～14時55分
3. 場所：
  - （1）原子力規制庁10階南会議室
  - （2）日本原子力研究開発機構原子力科学研究所  
※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
  - （1）原子力規制庁  
原子力規制部  
新基準適合性審査チーム  
島村安全審査官、上野管理官補佐
  - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
バックエンド技術部 課長 他4名
5. 要旨
  - （1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請（その3）について、資料 処理場－171－1に基づいて説明があった。
  - （2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。
    - ・次回補正申請時に令和2年4月1日施行の法改正を踏まえて修正する箇所について
    - ・排水貯留ポンド及び保管廃棄施設・Lの地上部コンクリート外壁を飛来物による衝撃荷重の評価の対象とすることについて
    - ・飛来防止対策を講ずる対象物の位置及び諸元（寸法、質量及び空力パラメータ）を示し、浮上しないことを確認できるように示すことが必要なこと
    - ・竜巻影響について、設計で対応する事項と運用で対応する事項を区別できるように記載する必要があること
6. 配付資料  
資料 処理場－171－1 放射性廃棄物処理場設計及び工事の方法の認可申請（その3）補正申請概要